

ローカルプレイス利用規約

本サービス（第 1 号に定義する「本サービス」をいいます）のご利用には、SGS株式会社（以下「当社」といいます）が定める以下の約款（以下「本利用約款」といいます）が適用されます。ご利用を希望される方は、本利用約款にご同意いただいたうえで、お申し込みいただく必要があります。また、お申し込みいただいた場合、当社は、申込者がご同意されたものとみなします。本利用約款はすべての利用者（第 3 号に定義する「利用者」をいいます）に適用されます。また、当社が利用者に提供する本サービスおよび管理ツール（第 2 号に定義する「管理ツール」をいいます）の機能の具体的な内容は、利用者が選択した利用プラン（第 6 号に定義する「利用プラン」をいいます）に定めたとおりとします。当社は、利用者に重大な不利益を及ぼす場合を除き、利用者に事前の告知をすることなく、本利用約款または運用ガイドライン（第 2 条に定義する「運用ガイドライン」をいいます）の内容を任意に変更または廃止することができるものとします。なお、本利用約款全体において共通して使用する語句および用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「本サービス」とは、当社が「ローカルプレイス」という名称により提供する第 5 条第 1 項各号を内容とするサービスをいいます。
- (2) 「管理ツール」とは、当社がプレイスページ（第 5 号に定義する「プレイスページ」をいいます）の管理運営システムとして提供するローカルプレイス管理ツールをいいます。
- (3) 「利用者」とは、本利用約款に同意し、管理ツールを利用して、自らプレイスページの開設および管理運営を行う者で、当社と本利用約款に基づき本サービスの利用に関する契約を締結した者をいいます。
- (4) 「対象店舗等」とは、利用者が事業主として経営する店舗・施設等をいいます。
- (5) 「プレイスページ」とは、対象店舗等の場所、連絡先ならびに対象店舗等を取り扱う商品およびサービス等に関する情報（テキストおよび画像を含みます）等、対象店舗等のさまざまな情報を掲載するウェブページをいいます。
- (6) 「利用プラン」とは、当社が管理ツールにより提供する機能および本サービスの内容に応じて定める無償または有償のプランをいいます。
- (7) 「プラン説明資料」とは、当社が利用プラン別に作成するそれぞれの本サービスの内容および対価等の詳細を記載した資料をいい、管理ツール内の管理者ページ（第 12 条第 2 項に定義する「管理者ページ」をいいます）等、適宜の場所において掲載するものをいいます。
- (8) 「ユーザー」とは、インターネットその他の通信手段または電磁的記録媒体を通じてプレイスページを閲覧する者をいい、個人が事業者であるかは問いません。
- (9) 「広告」とは、当社の定めるまたは有するウェブサービス上（動画または音声等の再生領域を含みます）における広告において、広告主の名称、コマースメッセージ等を掲載および配信（テキスト、画像、音声、動画等形式を問いません）するものをいいます。

第 1 条（目的）

当社は、利用者による本サービスの利用条件として、本利用約款を定めます。

第 2 条（利用要件）

利用者は、本利用約款のほか、当社が本サービスの利用に関するマニュアルおよび掲載ガイドライン等（以下、総称して「運用ガイドライン」といいます）を別途定めた場合は運用ガイドラインに定める条件および手続きを順守しなければなりません。

第 3 条（契約締結の手續）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます）は、本利用約款および運用ガイドラインならびにプラン説明資料の内容を確認および承諾したうえで、当社に対して、対象店舗等の業種において選択可能な利用プランの中から 1 つの利用プランを選択して、当社所定の方法により本サービスの利用を申し込むものとします。ただし、運用ガイドラインに定める掲載禁止業種に該当する対象店舗等については申し込むてはならないものとします。
2. 利用希望者は、当社が特に認めた場合を除いて、対象店舗等ごとに本サービスの利用を申し込まなければなりません。
3. 当社は、利用希望者が指定する 1 つまたは複数の当社の発行する利用者 ID に管理ツールへのアクセス権限を付与することによって、第 1 項の申込みに対する承諾を行うものとします。なお、利用希望者は、当社が利用希望者の申込み内容が適当かを審査する義務を負わないことと、また、当社がその裁量により申込みを承諾しない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
4. 当社が前項により承諾したときをもって、当社と利用希望者との間で、利用希望者の申し込んだ利用プランに応じた本サービスの利用契約（以下「サービス利用契約」といいます）が成立します。

第 4 条（契約変更の手續）

1. 利用者は、当社が認める利用プランの変更のみ行うことができるものとします。
2. 利用者は、利用プランの変更を希望する場合、変更後の利用プランのプラン説明資料の内容を確認および承諾したうえで、当社に対して、当社所定の方法により変更後の利用プランによる本サービスの利用を新たに申し込むものとします。
3. 当社は、前項の申込みに対して、利用プランの変更を認めるときはその申込みを承諾します。
4. 当社が前項により承諾したときをもって、変更前の利用プランに関するサービス利用契約は終了し、当社と利用者との間で、変更後の利用プランに関するサービス利用契約が新たに成立します。

第 5 条（管理ツールの利用許諾および本サービスの内容）

1. 当社は、利用者に対し、管理ツールを当社が提供する形式のまま利用することができる非独占的な権利を許諾し、また、次の各号を内容とする本サービスの全部または一部を提供します。

- (1) 管理ツールを利用できるサービス
- (2) 対象店舗等の利用予約等を受け付ける専用の電話番号（以下「PPC」といいます）を利用することができるコール課金型サービス
- (3) 当社の問い合わせ窓口において受け付けたユーザーからの対象店舗等およびプレイスページに関する問い合わせに対して一次サポートを提供するサービス
- (4) 当社が有する広告上に、対象店舗等の詳細を掲載するためのプレイスページを掲載するサービス

2. 当社は利用プラン別に本サービスの具体的な内容を定めるものとし、その詳細はプラン説明資料に記載のとおりとします。

3. 当社は、当社の責任と判断により、本サービスまたは本サービスの提供に関連する業務の全部または一部を第三者に委託して実施することができるものとします。

第 6 条（管理ツール）

1. 管理ツールは、次の機能を有するものとします。
 - (1) 利用者が入稿するメッセージ、テキストデータおよび画像（以下「本件店舗情報」といいます）によりプレイスページを作成および更新し、プレイスページ上に掲載する機能
 - (2) 対象店舗等の利用に関する PPC の掲載など、プレイスページ上において対象店舗等の販売促進施策を実施する機能
 - (3) プレイスページのアクセスログ、サービスレポート等、利用状況に関するデータの提供を受ける機能
2. 当社は、当社が提供する管理ツールの具体的な機能および当社が設定する機能制限を利用プラン別に定めるものとし、その詳細はプラン説明資料に記載のとおりとします。
3. 利用者は、本件店舗情報のプレイスページへの掲載または更新（変更または削除を含みます）に関して、管理ツールに入稿した内容が遅滞なくプレイスページ上に反映されるものではないことを承諾するものとします。
4. 利用者は、管理ツールの仕様に従い、入稿した画像の拡大もしくは縮小またはテキストの末尾の切り捨てなどの編集または加工が行われることがあることを承諾するものとします。
5. 利用者は、管理ツールにおけるアクセスログ、サービスレポート等、利用状況に関するデータはシステムにより機械的に計測され、当社がその正確性について保証しないことを承諾するものとします。

第 7 条（本サービスの利用料）

1. 当社は、利用プラン別に本サービスの利用料を定めるものとし、利用者は当該利用料を当社の指定する方法に従って支払うものとします。なお、当社は、当社の判断により利用料を変更することができるものとします。ただし、当該利用料の変更は利用者が第 24 条第 2 項に基づきサービス利用契約を自動更新したときから適用するものとします。
2. 当社と利用者との間で有料の利用プランに関するサービス利用契約が成立した場合（第 3 条第 1 項に反する申込みにより成立した場合を含みます）、当社の責めに帰すべき事由によりサービス利用契約が終了した場合を除き、利用者はいかなる場合も本サービスの利用料の支払義務を免れることはできず、また、支払済みの利用料の返金を求めることはできません。

第 8 条（利用料等の請求および支払）

1. 利用者が選択した利用プランが有料の場合、利用者は本サービスの利用料を当社の指定する方法に従って支払うものとします。
2. 当社は、本サービスの利用料のうち、コール課金型サービスの利用料に関して、当社が別途定める場合を除き、毎月 20 日締めのおえ、前月 21 日から当月 20 日までの間のコール課金型サービスの利用料（消費税および地方消費税別途加算）に、ユーザーが PPC に架電したことにより生じた通話料相当額（消費税および地方消費税別途加算）を加算して利用者へ請求するものとします。
3. 前二項にかかわらず、当社は、本サービスの利用料のうち、コール課金型サービスの利用料に関して、当社が別途定める場合を除き、毎月 20 日締めのおえ、前月 21 日から当月 20 日までの間のコール課金型サービスの利用料（消費税および地方消費税別途加算）に、ユーザーが PPC に架電したことにより生じた通話料相当額（消費税および地方消費税別途加算）を加算して利用者へ請求するものとします。
4. 本サービスの利用料の決済方法については、以下の方法によるものとします。
 - (1) ライフカード株式会社が定める支払規約に基づく方法
 - (2) その他当社が別途定める方法
5. 当社は利用者に対して有する債権について利用者に対する個別の通知や承諾なしに、第三者にその請求を委託することができるものとします。
6. 利用者が本サービスの利用料を期限までに支払わない場合、当社は当該利用者にかかる本サービスの提供を事前通知なく一時的に停止することができます。その後一定期間未払いが継続する場合は、当社は事前通知なくサービス利用契約を強制解約することができるものとします。

第 9 条（利用者の順守事項、表明保証等）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める事項を順守するものとします。
 - (1) 本サービスを利用するのに必要な機器、ソフトウェアおよび人材を自らの費用で用意し、維持すること
 - (2) 特定商取引に関する法律、不当景品類および不当表示防止法、その他の法令（条約、条約およびこれら法令に基づく行政処分を含みます）、関係官庁の定める通達およびガイドライン、慣習、業界団体等の定める自主基準および規制ならびにその他商品およびサービス等に関する諸基準（以下、総称して「法令等」といいます）を順守すること。また、商品およびサービス等を広告および販売するために必要な許認可や許諾を自らの責任と費用で取得すること
 - (3) 本利用約款および運用ガイドラインに定める基準を満たしているか判断するために必要な情報を、本利用約款および運用ガイドラインの定めまたは当社の求めに応じ、適時に提供すること
 - (4) 対象店舗等が運用ガイドラインに定める掲載禁止業種に該当しないよう運営すること
 - (5) プレイスページに常に最新かつ正確な本件店舗情報を掲載し、また、そのために適時にプレイスページの更新を行うこと
 - (6) 第三者の知的財産権、パブリシティ権、プライバシー権その他一切の権利を侵害する情報をプレイスページ上に掲載しないこと
 - (7) スード、ポルノなどわいせつ、わい雑な内容を含むコンテンツ、法令等や公序良俗に反するコンテンツ、品位を欠く内容および他人に不快感を与えるコンテンツ等、著しく性的感情を刺激する行動描写、粗暴または残酷な行為の描写、反論論的かつ反社会的な行為の描写を含むものをプレイスページ上に掲載しないこと

(8) ユーザーからの対象店舗等およびプレイスページに関する連絡または問い合わせ（当社が一次サポートとして受け付け、利用者に対応を求めた問い合わせを含みます）に誠実に対応すること

2. 利用者は、サービス利用契約の有効期間中、当社に対し、次の各号に定める事項を表明し、保証するものとします。
 - (1) 利用者が個人の場合、利用者が民法に定める成年の年齢に達していること
 - (2) 対象店舗等が実在していること
 - (3) プレイスページに掲載する商品およびサービス等を広告および販売するために必要な許認可や許諾を自らの責任と費用で取得していること
 - (4) 法令等に従い、プレイスページにおいて必要な事項を正確に表示していること

第 10 条（管理ツールの利用）

1. 利用者は、管理ツールを本サービスの利用以外の目的に利用しないものとします。
2. 利用者は、善良な管理者の注意をもって管理ツールを操作し、その操作および利用の結果についてすべて責任を負うものとします。
- また、利用者の不適切な操作の結果、管理ツールが停止もしくは故障した場合または機能不全に陥った場合、利用者は、当社に対してその被った損害を賠償するものとします。
3. 利用者は、管理ツールのリパースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを含む一切の解析行為を行ってはならないものとします。
4. 利用者は、対象店舗等の運営に関連する業務に従事または担当する者（以下「担当者」といいます）に対して、当社の定める手続きにより利用者 ID を発行して管理ツールへのアクセス権限を付与することができるものとします。利用者は、担当者による管理ツールの利用について一切の責任を負うとともに、担当者に本利用約款および運用ガイドラインを順守させなければなりません。

第 11 条（対象店舗等の運営責任）

利用者は、対象店舗等の運営または利用者による本サービスの利用に起因して、当社が第三者から知的財産権、パブリシティ権、プライバシー権、その他の権利を侵害するとしてクレーム（損害賠償の請求、使用差止の請求など、その内容を問わず、また訴訟の係属の有無を問いません）を受けた場合、サービス利用契約の有効期間中およびサービス利用契約終了後も、利用者の責任と費用により解決し当社にいかなる迷惑もかけないものとするか、または、当社が被った損害を賠償する責任を負うものとします。

第 12 条（本サービスの内容変更等）

1. 利用者は、当社が任意に利用プラン別に定める選択可能な業種、本サービスの内容または管理ツールの機能の全部または一部を変更または廃止することがあることをあらかじめ承諾します。
2. 当社は、管理ツール内の管理者ページ（以下「管理者ページ」といいます）での表示または当社が適当と判断する方法により、前項の変更または廃止を利用者に告知します。また、当該変更または廃止が利用者に重大な不利益を及ぼすと判断する場合に限り、事前に告知するものとします。
3. 利用者が前項に基づき当社が告知した変更または廃止の実施日までに本利用約款に基づきサービス利用契約を解約しない場合、利用者は当該変更または廃止（これらに伴う本利用約款および運用ガイドラインの変更または廃止を含みます）に同意したものとみなします。

第 13 条（権利の帰属）

1. 本件店舗情報に含まれる著作物の著作権は、利用者または利用者に対する権利許諾元帰属します。また、本サービスに関連して当社が提供する素材ならびに管理ツールおよびこれにより作出される表示等の著作物（本件店舗情報に含まれる著作物は除きます）に関する権利は、当社または当社に対する権利許諾元帰属します。ただし、本条は、当社または利用者が従前から保有していた権利の帰属を変更するものではありません。
2. 利用者は、前項により当社または当社の権利許諾元に権利が帰属する著作物を本サービスの利用に伴う範囲に限り使用し、第三者への提供等を含めてその他の目的に一切使用してはならないものとします。また、当社が求めたときは、直ちに当該著作物の使用を中止するものとします。

第 14 条（本件店舗情報の使用許諾等）

1. 利用者は、当社に対し、サービス利用契約の有効期間中およびサービス利用契約終了後も、次のとおり当社が本件店舗情報を使用することを許諾するものとします。また、利用者は、当社が本条による許諾に基づいて本件店舗情報を使用することに対して、著作人人格権を行使せず、また、著作物に行使させないものとします。
 - (1) 本件店舗情報の全部または一部を任意に選択して複製・加工・編集し、またはほかの情報素材などと組み合わせるプレイスページに掲載すること
 - (2) 本件店舗情報の全部または一部をプレイスページまたは前号により本件店舗情報を掲載するプレイスページに掲載商品の販売促進および宣伝（当社または第三者の検索サービスにプレイスページへの誘導を向上させるため、当該第三者に提供するものとします）のために使用すること
 - (3) ユーザーが当該ユーザーのサービス（当該ユーザーが管理運営するウェブサイトや当該ユーザーが開発したアプリケーションを含みますが、これらに限りません）または第三者が行うサービスにおいて本件店舗情報を表示すること（当該ユーザーがその表示のために必要な

SGSコールネットワーク利用約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. 「SGSコールネットワーク利用約款」(以下「本約款」といいます)は、SGS株式会社(以下「当社」といいます)が電話転送等にかかるサービス(以下「本サービス」といい、次条に定義します)の利用契約(以下「本契約」といいます)を締結した契約者(以下「登録店舗等」といいます)に対して適用されるものとします。

2. 当社は、本契約及び本約款に基づき本サービスを提供するものとし、登録店舗等は、本契約及び本約款に定める義務を誠実に履行するものとします。

第2条 (定義)

本約款における各用語の定義は、次のとおりとします。

①「本サービス」とは、当社が、本契約及び本約款に基づき提供する転送電話サービスをいい、次の各号に定めるサービスを総称したものをいいます。

A 電話番号発番サービス：当社が、登録店舗等に対して専用電話番号を発番するサービスをいいます。

B 転送サービス：登録店舗等が、当社が取扱う情報掲載サイト(以下「情報サイト」といい、ウェブサービスを含みますがこれに限らない)にてAのサービスにて発番した電話番号を利用して、ユーザーから登録店舗等の利用にかかる予約の受け付けを行うことができるサービスをいいます(Aのサービスの利用が前提となります)。但し、別途当社が指定する情報サイトにおいては、登録店舗における固有の電話番号への着信の場合でも、本サービスを利用したこととみなすものとします。

C 管理ツール提供サービス：当社が本サービスを提供するにあたり、任意の登録店舗に対して非独占的に利用を許諾する本サービスを管理するためのシステム(以下「コールネットワークシステム」といいます)を提供するサービスです。

②「店舗情報」とは、本契約及び本約款に基づき、当社の定める様式により登録店舗等が別途当社に提供した当該登録店舗等に関する情報をいいます。

③「ユーザー」とは、情報サイトの利用者一般をいいます。

④「予約者」とは、コールネットワークシステムを通じて登録店舗等の利用にかかる予約を行ったユーザーをいいます。

⑤「予約契約」とは、予約サービスにかかる登録店舗等と予約者との間の契約をいいます。

⑥「予約サービス」とは、予約者に対して本サービスによる予約契約に従った役務を提供するサービス及びこれに附帯関連するサービスをいいます。

⑦「予約確保義務」とは、予約契約に基づく登録店舗等の債務等を誠実に履行する義務をいいます。

第3条 (本サービス利用申込み)

1. 登録店舗等は、本サービスにかかる申込みを行う場合には、本契約、本約款及び本サービスの仕組みを理解・承諾の上、当社の定める方法及び様式により申込みをします。

2. 登録店舗等は、前項規定の申込みにあたっては、当社に対し、次の各号に定める書類(以下「必要書類」といいます)を提出するものとします。

① 利用申込書
② 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書
③ その他当社が別途指定した書類

3. 前項の定めに関わらず、当社と登録店舗等との間に他の取引及び契約等がすでにある場合には、別途当社の定めにより、本条の申込みとみなす場合があります。

第4条 (契約の成立等)

1. 第3条の登録店舗等による本サービスにかかる申込みがなされ、当社が当社の定める基準に基づく審査により適格と判断した場合において、当社による承諾の意思表示を登録店舗等に発信した時をもって、当社と登録店舗等の間に本契約が成立するものとします。

2. 登録店舗等は、本サービスを利用するために必要なハードウェア、ネットワーク及び電話回線等の設備を、自己の責任と負担により調達しなければならないものとします。

第5条 (登録店舗等の基本的遵守事項)

1. 登録店舗等は、本サービスの利用にあたっては、本契約、本約款、その他関係諸法令・諸規則を遵守しなければならないものとします。

2. 登録店舗等は、本サービスを通じてユーザーに店舗情報を提供する際は、虚偽の情報を提供する行為及び第三者の権利を侵害する行為を行ってはならないものとします。

3. 前項のほか、登録店舗等は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当し、又は該当するおそれのある行為をしてはならないものとします。

① 当社に虚偽の事項を届け出る行為
② 法令の定め違反する行為
③ 犯罪に結びつく行為及びその可能性のある行為
④ 公序良俗に反する行為
⑤ 虚偽・混同等ユーザーの判断又は意思決定に瑕疵を与えるおそれのある行為
⑥ 当社又は第三者(他の登録店舗等を含みます)に対して、知的財産権を含む財産権の侵害、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
⑦ 当社と同種又は類似のサービスを提供する行為
⑧ 当社の事業(本サービスを含みますがこれに限られません)の運営・維持を妨げる行為
⑨ 有害なコンピュータープログラム等を送信し又は書き込む行為
⑩ その他当社が本サービスの利用に不適当と認める行為

第6条 (ID及びパスワード)

1. 当社は、コールネットワークシステムを利用する登録店舗等に対してコールネットワークシステム利用のために必要なID及びパスワードを発行することができます。

2. 登録店舗等は、前項の規定により発行されたID及びパスワードについて、第三者に知られないよう厳重に管理し、定期的パスワードの変更を行うなど、ID及びパスワードの盗用を防止する措置を自己の責任において行うものとします。ID及びパスワードの盗用、不正使用その他の事故があっても、当社は一切責任を負いません。

3. 登録店舗等は、自己のID及びパスワードによりコールネットワークシステムへのアクセス又は利用があったときは、これを登録店舗等自身による正当なアクセス又は利用とみなされることに同意するものとします。但し、当社の故意又は重過失によりID等が第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第7条 (予約サービスの提供)

1. 登録店舗等は、予約者に対し、予約サービスをその責任において提供するものとし、当社がこれに一切関与しません。

2. 登録店舗等は、前項の規定に基づき予約者に提供される予約サービスが、予約時において予約者に提供されている情報と同一であることを保証します。万一、当該情報と同内容の予約サービスを予約者に提供することができない場合、登録店舗等は、当該情報と同程度であると当社が合理的に判断できる内容の予約サービス(以下「代替サービス」といいます)を予約者に提供しなければなりません。

第8条 (本サービスに関する登録店舗等の遵守事項)

1. 登録店舗等は、法令その他の諸規則等を遵守の上、予約者に対し予約サービスを提供するものとします。

2. 登録店舗等は、登録店舗等の他の顧客と比較して予約者を不利な条件で取扱う行為その他当社の信用を損なう行為を行わないものとします。

3. 登録店舗等は、予約サービスにつき、予約者からの苦情(登録店舗等内に関する苦情を含みます)等を受けた場合には、当該苦情等につき誠実に対応するものとします。なお、当社を通じて予約者の苦情等の報告を受けた場合も同様とします。

4. 登録店舗等は、予約確保義務の不履行等により、登録店舗等が予約サービスを提供できない場合には、自己の責任と負担において、予約者に対し誠実かつ妥当な対応を行い、予約契約の不履行にかかる紛争等の解決をするものとし、当社を予約者との紛争等から一切免責及び防衛するものとします。

5. 前項の規定は、当社が必要と認めた場合、当社が登録店舗等に代わって予約者に対応することを妨げるものではありません。なお、当社が登録店舗等に代わって対応を行った場合、当社は対応に要した費用を登録店舗等に請求することができるものとします。

6. 予約確保義務の不履行が生じ又は生じるおそれがある場合には、登録店舗等は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

7. 天災地変等やむを得ない事由により、登録店舗等が予約サービスを提供できない場合には、自己の責任において、直ちに予約者に対して予約サービスの履行が不可能である旨を通知した上で、当社に対しても同様の通知をするものとします。

8. 登録店舗等は、本サービスの利用にあたり、次に掲げる行為をしてはならないものとします。

① 本サービスに関し利用しうる情報を改竄する行為
② 本サービスの仕様を第三者に漏洩する行為
③ その他当社が別途定める行為

第9条 (解除・利用停止等)

1. 第7条第2項にかかる代替サービスが提供されなかった場合、当社は、本契約の全部又は一部の解除その他の措置(情報掲載サービスにかかる店舗情報の全部又は一部の掲載保留、店舗情報の削除、コールネットワークシステムの一定期間の利用停止措置を含むものとし、以下総称して「解除措置等」といいます)をとることができるとします。

2. 当社が、予約者等からの苦情又は登録店舗等による予約サービスにかかるトラブル等(登録店舗等の予約確保義務の不履行によるものを含みますが、これに限られません)から、当該登録店舗等による本サービスの利用が、本サービスの信用等に影響を及ぼす可能性があるとして合理的に判断した場合、当社は、即時に、本契約の解除措置等をとることができるものとします。

3. 登録店舗等は、当社が前項の規定に基づいて本サービスの信用等に影響を及ぼす可能性があるとして判断した根拠を、予約者及びユーザーに対して開示することを承諾し、当該開示に対して、何らの異議申し立て、主張、請求も行わないものとします。

4. 第1項及び第2項のほか、本契約を締結してから1年間本サービスの利用がない場合や本サービスを明らかに利用していないと当社が確認できた場合、当社は、本契約を解除することができるものとします。

第10条 (本契約の終了時又は「管理ツール提供サービス」の利用終了時の措置)

1. 本契約終了日において、予約者に対して予約サービスが提供されていない等、債務の履行が完了していない予約契約が存在している場合、登録店舗等は、自己の責任において、予約サービスの提供その他債務の履行をするものとします。

2. 本契約の終了原因を問わず、登録店舗等は、本契約終了日の翌日以降IDを使用することができません。

第11条 (本サービスの利用料金及び支払方法)

1. 登録店舗等は、当社に対し、本サービスの利用料を当社の定める方法により支払うものとします。

2. 当社は、毎月末日締めにて、前月度の本サービス利用料(消費税及び地方消費税別除加算)を登録店舗等に請求するものとします。

3. 本サービスの利用料の決済方法は、以下のいずれかによるものとします。

① ライフカード株式会社が定めるライフペイメント会員決済支払規約に基づく方法
② その他当社が別途定める方法

4. 登録店舗等は、当社が登録店舗等に対する債権について、登録店舗等への個別の通知や承諾なしに、第三者にその請求・回収を委託する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

5. 当社が、本サービス利用料を当社の定める方法で当該登録店舗等から徴収できなかった場合は、翌月請求時に未徴収分を合わせて請求することができるものとします。

第12条 (遅延損害金)

登録店舗等が、支払期日までに本サービスにかかる利用料金の支払いその他本契約に基づく債務の履行を行わなかった場合、登録店舗等は、当該支払期日の翌日から支払うべき金額に対し、年14.5%の遅延損害金を当社に対して支払うものとします。

第13条 (機密保持)

1. 登録店舗等は、当社の事前の承諾なく、本サービス又は本契約に関して知り得た情報(以下「機密情報」といいます)を、本契約の遂行の目的以外のために使用せず、かつ、第三者に開示又は漏洩しないものとします。但し、以下の各号の情報は、「機密情報」に該当しないものとします。

① 当社から開示された時点で、公知である情報
② 当社から開示された後、登録店舗等の責によらず公知となった情報
③ 第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
④ 当社から開示された情報によることなく独自に開発された情報

2. 登録店舗等は、当社から要求があった場合又は本契約が終了した場合、直ちにすべての機密情報を当社に返却し、又は当社の指示に従って廃棄するものとします。

第14条 (個人情報)

1. 個人情報とは、本サービスに付随してユーザーから開示された情報で、個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレスその他個人を特定する一切の情報をいいます。

2. 登録店舗等は、本サービスの利用を通じて入手した個人情報を適切に扱い、以下の行為をしてはなりません。

① 第三者に開示又は漏洩すること
② 個人情報を本人の同意を得ることなく、予約契約に基づく予約サービスの提供及びこれに付随する範囲を超えて、複写、紙媒体への出力、フロッピーディスク等の記録媒体への格納、ダイレクトメールの作成・発送及び個人情報を利用した記録・資料等の作成を行うこと
③ 破壊又は改ざんすること
④ 第三者に対して自己のために営業活動・営利活動を行うこと

3. 登録店舗等は、個人情報への不当・不正なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険に対して、最善の安全対策を講じなければならないものとします。

4. 登録店舗等は、自己が「個人情報の保護に関する法律」上の個人情報取扱事業者に該当するか否かを問わず、同法に定める個人情報取扱事業者としての義務その他関連法令・諸規則等を遵守するものとします。

5. 本条の定めは、本契約終了後も期間の定めなく有効に存続するものとします。

第15条 (契約期間及び解除等)

1. 本契約の有効期間は、本契約の成立日から開始し、本契約の成立日の翌月1日から1年間を経過する日の前日に満了するものとします。但し、本契約期間満了日の1ヶ月前までに当社又は登録店舗等のいずれからも別段の意思表示が為されない場合には、同一条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

2. 当社及び登録店舗等は、理由の如何を問わず、本契約期間中いつでも、1ヶ月以上の予告期間をもって相手方に書面でも通知することにより、本契約を解約することができます。なお、本項に基づく本契約の解約の期日は、相手方に対して当該通知が到着した日の属する月の翌月末日とします。

3. 前項にかかわらず、登録店舗等が次の各号の一に該当する場合、当社は、即時に、解除措置等をとることができるものとします。

① 本契約又は本約款の規定に違反し是正を求めたにもかかわらず是正しないとき、又は是正できないことが明らかとなるとき
② 当社の名誉、信用、評判を毀損したとき当社が判断したとき
③ 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、又は破産、民事再生、特別清算、会社更生を自ら申し立て若しくは申し立てを受けたとき
④ 手形・小切手の不渡処分を受け、又はその他支払い不能となるとき
⑤ 事業の全部又は重要な部分を他に譲渡したとき
⑥ 合併等により経営環境に大きな変化が生じたとき
⑦ 解散決議をしたとき
⑧ 財産状況に重大な不安が生じたとき
⑨ 営業を廃止したとき、又は清算に入ったとき
⑩ 当社に不利益をもたらしたとき、又は不利益をもたらすおそれがある行為をしたとき
⑪ 当社との間の信頼関係が破壊された又はそのおそれがあると、当社が合理的に判断したとき

⑫ 本サービスの利用料を一定期間支払わなかったとき
⑬ その他本契約又は本約款に定める事項を遂行できる見込みのなくなったとき

第16条 (使用許諾)

1. 本サービスに関する著作権その他の知的財産権はすべて当社に帰属します。但し、当社は、コールネットワークシステムを含む本サービス及びこの利用が、第三者の権利を侵害しないことを保証するものではありません。

2. 前項の定めにかかわらず、本サービスの登録画像の著作権は、当該登録店舗等に帰属するものとします。但し、登録店舗等は、当社に対し、当該登録画像の加工・公開その他本契約及び本約款の目的を遂行するための使用を予め無償で許諾するものとします。

3. 当社は、コールネットワークシステムについて、当社の数量により自由にその仕様を変更し、バージョンアップすることができるものと、登録店舗等は、これに対して異議を述べないものとします。

4. 登録店舗等は、コールネットワークシステム及びこれに関連するファイル、データ、資料その他本サービスにかかる一切のファイル、データ若しくは資料を、改造、改変又は複製してはなりません。

5. 本契約が事由の如何を問わず終了した場合においても、当社は、当社の任意の判断により、本契約終了前の本サービス上に掲載された登録店舗等に関する一切の情報（登録店舗等が作成、提供した情報に限らずクチコミ等の情報を含む）の掲載を無償で継続することができるものとし、この点につき、登録店舗等は一切異議を述べないものとします。

第17条（登録店舗等利用促進のための利用許諾）

1. 登録店舗等は、本契約期間中、当社が、登録店舗等の利用促進及び情報提供の多元化等を目的として、当社の定める媒体（以下、総称して「ガイドブック等」といいます）において、当社が店舗情報を利用することを、当社に対して予め許諾します。なお、当社の関連会社（資本関係を問わず、業務提携先等も含みます。以下同じ。）による店舗情報の利用も予め許諾します。

2. 前項の店舗情報の利用許諾は、当社が、すべての店舗情報をガイドブック等に掲載することを意味しません。

3. 当社は、第1項に規定する店舗情報の利用許諾に基づき、当社の定める方法にて店舗情報を利用する場合には、事前に当該登録店舗等にその内容を通知するものとします。

第18条（代行）

当社は、次に定める業務の全部又は一部を、それぞれ、当社の関連会社に委託することができるものとします。

- ① 本サービスを利用する登録店舗等の募集業務
- ② 本サービスの利用料金の請求及び回収業務
- ③ 登録店舗等との窓口対応業務
- ④ コールネットワークシステムに関する業務
- ⑤ その他前各号に附帯関連する業務

第19条（「コールネットワークシステム」の一時的な停止）

当社、次の各号に該当する場合には、登録店舗等へ事前に通知することなく、コールネットワークシステムを含む本サービスの一時的な運営の停止を行うことがあります。

- ① コールネットワークシステムの保守又は仕様の変更を行う場合その他本サービス全般の保守又は変更を行う場合
- ② 天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあり、本サービスの運営ができなくなった場合
- ③ 当社が、やむを得ない事由によりコールネットワークシステムを含む本サービスの運営上一時的な停止が必要と判断した場合

第20条（免責）

1. 本サービスの利用を通じて締結される予約契約は、登録店舗等と予約者との間において直接締結されるものであり、予約サービスの提供に関してはすべて登録店舗等と予約者の間で決定されるものとし、これに関係する予約者及びその他の第三者に対する一切の責任は、登録店舗等が負うものとします。また、当社は本サービスの利用により登録店舗等の予約者の増加を保証するものではありません。

2. 当社は、天災地変その他不可抗力、回線の輻輳、機器の障害又は前条の規定に基づく本サービスを含む情報サイトの運営の停止、店舗情報の消去、店舗情報提供の遅延、誤送及び商機損失等につき、一切責任を負わないものとし、登録店舗等は、これらの事情を理由として、利用料金の返還又は減額、損害の賠償等の請求その他の主張を当社に対して一切行わないこととします。

3. 当社は、登録店舗等に対し、登録店舗等に対する顧客の誘引及び予約について、何らの保証も行わないものとします。

4. 当社は、予約者が提供する情報の真偽・正確性（予約に基づく予約者の来店を含みます）等、その他予約者につき何ら保証も行わないものとします。また、当該情報に基づいて登録店舗等が被った損害等一切責任を負わないものとします。

5. 当社は、登録店舗等につき生じた損害について、当社の責に帰すべき明白な事由がある場合を除き、何らの賠償義務を負わないものとします。

第21条（約款の変更）

1. 当社は、本約款について変更内容・条件等（以下「変更条件」といいます）の適用開始日の1ヶ月前までに、当社は、当社のWEBサイトに掲載、登録店舗等の電子メール等に送信する方法等により、変更条件を通知するものとします。なお、登録店舗等が、変更条件の適用開始後に本サービスを利用した場合、当社は、登録店舗等が変更条件を承諾したものとみなします。

2. 登録店舗等は、変更条件を承諾しない場合には、当社が登録店舗等に対し変更通知を発信した日より10日以内に、書面にて当社に対して異議申し立てを要するものとします。

3. 前項の規定により登録店舗等より異議申し立てがあった場合には、当該変更条件適用開始日の前日をもって、当該登録店舗等との間の本契約は終了するものとします。

第22条（権利義務譲渡の禁止）

1. 登録店舗等は、本契約上の地位及び当該地位に基づく一切の権利義務を、当社の事前の書面による承諾なく、任意で、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

2. 登録店舗等は、当社が実質的に当社の事業の全部又は一部を関連会社その他の者に承継させることに伴い、本契約を承継させることにつき承諾するものとします。

第23条（合意管轄）

本契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（条項の独立性）

本約款の一部の条項が法令への不適合その他の理由によりその全部又はその一部が無効又は執行不能とされた場合であっても、本約款の残りの条項及び一部が無効又は執行不能と判断された条項の残りの部分の効力には何らの影響を及ぼしません。

第25条（誠実協議）

本約款に定めのない事項又は本約款の各条項の解釈に疑義が生じた場合、当社と登録店舗等は、誠意をもって協議し解決するものとします。

制定日：平成25年8月1日

改訂日：平成26年5月7日